

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令案に関する意見募集の結果について

令和6年3月28日
厚生労働省
保険局保険課

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令案について、令和6年2月1日（木）から同年3月1日（金）まで御意見を募集したところ、計15件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	良い改正だと思います。 日本人で海外在住者などマイナンバーカードを取り消している人に対する処置もご検討ください。	本案に賛成の御意見として承ります。
2	平成29年10月25日厚生労働省保険局保険課事務連絡「健康保険組合における情報連携の本格運用開始後の対応等について」内「5. その他（1）マイナンバー未収録者からの保険給付申請の機会を捉えたマイナンバー収集について」において「マイナンバーが未収録となっている被保険者から保険給付の申請があった際は、申請書にマイナンバーの記載を求め、当該給付の機会を捉えてマイナンバーを確実に収集すること。」とされている。	ご質問については貴見のとおりです。 その他のご意見については、今後検討を行う上で参考とさせていただきます。

	<p>本人が提出を拒否しており、J-lis 照会においても正しいマイナンバーが取得できない（※）被保険者等から限度額適用認定証の交付申請があった場合、「申請書にマイナンバーの記載を求める」ことなく、法令改正後の文言が記載された限度額適用認定証を交付する等で「保険者に対しマイナンバーを提出すればオンライン資格確認により限度額適用認定証の交付申請が不要になる」旨を伝え、提出を勧奨するのみで良いか。</p> <p>※特に外国籍被保険者等で自治体と保険者の氏名登録ルールに差がある場合など、本人が個人番号や個人番号記載の住民票等の確認書類の提出を拒めば、J-lis 照会を用いてもマイナンバー未登録となるケースは今後に残ると考えられる</p> <p>（なお、限度額適用認定証に限らず、給付申請時にマイナンバーの記載を求めることは単に給付の遅れにつながるのみであり、被保険者等の利便性向上とは真逆の効果しかないため、当該事務連絡の該当部分は廃止していただきたいと考えています。）”</p>	
3	<p>国保の場合、滞納があると、限度額証の利用ができない。もちろん、オンライン資格確認でも、限度額証の利用ができない。</p> <p>マイナ保険証があれば必ず限度額証が利用できると誤解を与える可能性があるため、滞納がある場合は、限度</p>	<p>保険料の滞納者については、通常、限度額適用認定証等を返還いただいた上で、オンライン資格確認等システムで限度額適用認定証等の利用もできないようシステム上対応するという実務となっているため、滞納者についての記載は必要ないと考えております。</p>

	<p>額証が利用できないことを、きちんと記載しないと、誤解を生じるのではないか。</p>	
<p>4</p>	<p>今般の改正の趣旨は『自己負担限度額を超える一部負担金の支払いの免除については、限度額適用認定証等を提示した場合だけでなく、健康保険証としての利用登録を行ったマイナンバーカード（以下「マイナ保険証」という。）により保険資格の確認を行う場合についても対象となっており、マイナ保険証を利用する場合には、医療機関等の窓口において、限度額適用認定証等を提示せずとも、自己負担限度額を超える一部負担金の支払いが免除されるといったメリットがあることを周知する』と示されているが、現在、マイナ保険証により保険資格の確認を行う場合のみならず、患者が従来の被保険者証を提示し医療機関を受診した場合であっても、医療機関が患者の同意を得てオンライン資格確認により限度額適用認定証情報を取得すれば「医療機関等の窓口において、限度額適用認定証等を提示せずとも、自己負担限度額を超える一部負担金の支払いが免除される」取り扱いになっていると認識している。</p> <p>にもかかわらず、「健康保険証としての利用登録を行ったマイナンバーカード（以下「マイナ保険証」という。）により保険資格の確認を行う場合」「マイナ保険証を利用する場合」という説明を行うのは何故なのかお示しいただきたい。</p>	<p>本改正案は、マイナ保険証を利用した場合について、限度額認定証等を提示せずとも限度額を超える支払いが免除されるというメリットがあることを周知するものです。</p> <p>本改正案は、限度額認定証等に係る従来の取扱いを変更する趣旨のものではない点について、いただいたご意見を踏まえ、施行に当たって周知することといたします。</p>

	<p>医療DX推進のため、オンライン資格確認のメリットを周知する目的であれば、「オンライン資格確認導入済みの医療機関受診時に患者が同意の意志を示した場合には、医療機関等の窓口において、限度額適用認定証等を提示せずとも、自己負担限度額を超える一部負担金の支払いが免除される。」という説明が適切と考えられる。自己負担限度額を超える一部負担金の支払い免除を受けられるのはマイナ保険証利用時のみという誤認を招くような表現を使う合理性はまったくない。</p> <p>公的医療保険制度においては、加入者すべてが法定の保険診療を受ける権利の事実上の確保が最優先であり、それは高額療養費の適用における「自己負担限度額を超える一部負担金の支払い免除」についても同様であると考えられる。</p> <p>法令様式において示されている文書が正確性に欠けるために本来受けられるはずの免除が受けられない、という事態や、当人が希望しないマイナンバーカード取得やマイナ保険証登録の事実上の強制につながるような事態は極力避けるべきではないか。</p>	
5	<p>「マイナ保険証により保険資格の確認を行う場合には、医療機関等の窓口において、限度額適用認定証等を提示せずとも、自己負担限度額を超える一部負担金が免除される」とのことだが、従来の紙の保険証であっても、病院等ではオンライン資格確認システムに記号番号</p>	No. 4 と同様です。

	<p>等を入力することで自己負担限度額の確認ができること、また、医療機関向けのオンライン資格確認運用マニュアルでは、患者に口頭で高額療養費制度の活用について同意を得れば、限度額適用認定証の情報を取得できると記載されている。</p> <p>先の記載内容であると、マイナ保険証でない場合（従来の紙の保険証の場合）は、限度額適用認定証等が必要との誤った解釈ができるため、不適切ではないか。</p>	
6	<p>今般の改正の趣旨について『自己負担限度額を超える一部負担金の支払いの免除については、限度額適用認定証等を提示した場合だけでなく、健康保険証としての利用登録を行ったマイナンバーカード（以下「マイナ保険証」という。）により保険資格の確認を行う場合についても対象となっており、マイナ保険証を利用する場合には、医療機関等の窓口において、限度額適用認定証等を提示せずとも、自己負担限度額を超える一部負担金の支払いが免除されるといったメリットがあることを周知する』と示されているが、現在、マイナ保険証により保険資格の確認を行う場合のみならず、患者が従来の被保険者証を提示し医療機関を受診した場合であっても、医療機関が患者の同意を得てオンライン資格確認により限度額適用認定証情報を取得すれば「医療機関等の窓口において、限度額適用認定証等を提示せずとも、自己負担限</p>	No. 4 と同様です。

	<p>度額を超える一部負担金の支払いが免除される」取り扱いになっていると認識している。</p> <p>省令改正以降は従来の被保険者証（廃止後は資格確認書）での受診時における自己負担限度額を超える一部負担金の支払い免除は行わないということか。</p> <p>もしそうであるなら、オンライン資格確認等システムの仕組み上は可能であるにもかかわらず、自己負担限度額を超える一部負担金の免除を「マイナ保険証での受診時のみ」の取り扱いとする理由、マイナ保険証を持つことができるかできないかにより取り扱いを変えることの法令としての（法に基づき被保険者（あるいは被扶養者）資格を有している者が保険診療を受ける権利という面から見た）正当性・合理性もあわせてお示しいただきたい。</p> <p>「顔写真がない」など、本人確認書類としての弱さを理由とするなら、別途顔写真付き身分証明書の提示があった場合に限り「自己負担限度額を超える一部負担金の免除」を適用できるものとするなど、別の方法があると考えられる。”</p>	
7	<p>マイナ保険証利用者であれ従来の被保険者証（廃止後は資格確認書）利用者であれ、法令に基づき被保険者（または被扶養者）資格を有し、法令に基づいた保険料を適正に負担していることに変わりはない。</p>	No. 4 と同様です。

また、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の「第十六条の二」において「機構は、政令で定めるところにより、住民基本台帳に記録されている者の申請に基づき、その者に係る個人番号カードを発行するものとする。」とされており、マイナンバーカードの取得はあくまで任意の申請によるものである。

日本の公的医療保険制度加入者がマイナ保険証を必ず持つべきとする法的な根拠はない。

にもかかわらず、マイナンバーカードを取得していないこと、マイナ保険証登録を行っていないことを理由に生命健康にかかわる重大な保険診療の受診にかかる権利に差を設ける法令上正当な理由はあるのか。

通常受診時の資格確認はもとより、「自己負担限度額を超える一部負担金の免除」に関しても、取り扱いに差を設けること（取り扱いの差がないにもかかわらず説明のみ「マイナ保険証利用時には」とするのであれば取り扱いに差があると誤認させるような説明を法令様式において行うこと）の正当性や根拠をお示しいただきたい。

なお、今般の改正とは直接関連しないが、診療情報、薬剤情報、特定健診等情報等の閲覧についても、オンライン資格確認等システムを利用した機能であり、マイナンバーの登録が適切になされていれば、従来の被保険者

	<p>証での受診時においても仕組み上は利用可能なはずである。（実際、災害時等は利用可能となっている。）マイナ保険証利用者と従来保険証等利用者で取り扱いに差を設ける理由、法に基づき被保険者（あるいは被扶養者）資格を有している者が保険診療を受ける権利という面から見た正当性はどのようなものなのか。</p> <p>診療情報、薬剤情報、特定健診等情報等が本来により良い医療の実現に資するのであれば、オンライン資格確認の普及に伴い、この点について加入者からの問い合わせも増えると考えられるため、診療情報、薬剤情報、特定健診等情報の閲覧等について取り扱いに差を設けている理由・根拠・法令としての（法に基づき被保険者（あるいは被扶養者）資格を有している者が保険診療を受ける権利という面から見た）正当性や合理性についても別途お示しいただきたい。</p>	
8	<p>まだ枠外ならば理解できるが、限度額認定証そのものにメッセージを記載する事に違和感がとてもあります。</p>	<p>No. 4 と同様です。</p>
9	<p>改正内容において、「マイナ保険証により保険資格の確認を行う場合には、」とあり、限度額適用認定証等の提示なく自己負担限度額を超える一部負担金の免除が行われるのは、マイナ保険証での受診に限定されるメリットであると受け取られかねない表現となっています。</p> <p>しかしながら、医療機関等は被保険者等が被保険者証又は資格確認書を持参し、受診した場合も、口頭での同意取</p>	<p>No. 4 と同様です。</p> <p>また、マイナ保険証を利用いただくことにより、限度額適用認定証を提示することなく、自己負担限度額を超える一部負担金が免除されることから、様式上、「マイナ保険証を利用すれば、」と表記することとしております。</p>

	<p>得により、オンライン資格確認で限度額区分を確認することができます。このため、限度額適用認定証が提示不要となるというメリットは、オンライン資格確認のメリットであり、マイナ保険証に特化したメリットではないものと考えます。</p> <p>また、医療機関等が限度額区分の確認を行うためには、保険資格の確認とは別に限度額情報についての本人同意が必要となります。</p> <p>よって「マイナ保険証により保険資格の確認を行う場合には」を、国民に誤解を招くことのない、正確に伝えられる文章に変更したほうがよいと考えます。</p>	
10	<p>現行の被保険者証及び今後の資格確認書を医療機関に提示した場合にも、本人の口頭同意をもって、オンライン資格確認で限度額情報等の情報が取得可能であると医療機関向けポータルサイトに掲載されているところである。</p> <p>それにもかかわらず、「マイナ保険証を利用する場合には、医療機関等の窓口において、限度額適用認定証等を提示せずとも、自己負担限度額を超える一部負担金の支払いが免除されるといったメリットがある」という記載ではあたかもマイナ保険証でなければ出来ないと誤認するよう仕向けているようにすら感じるところである。</p>	<p>No. 4 と同様です。</p> <p>その他のご意見については、今後検討を行う上で参考とさせていただきます。</p>

	<p>表現は悪いが「騙す」ような広報でなければ、マイナ保険証のメリットを語れないのではと邪推するレベルの行為であり、実施すべきではない。</p> <p>もし、限度額証等について広報することがあるとすれば、オンライン資格確認等システムが導入されている医療機関等であれば、限度額証等を行政に申請する必要すらないということではないのか。</p> <p>また、マイナ保険証の広報というのであれば、電子処方箋や電子カルテ共有システムといった今後利用可能になる各種情報共有システムの基盤であること等、被保険者証や資格確認書では出来ない部分にフォーカスすべきではないか。さらに将来の展望も含めた広報をすれば一定の理解を得られるのではないか。</p>	
11	<p>“この改正案については大きな問題はないと思われる為賛成であるが3点ほど。</p> <p>1. 現行でも読み取り機械を使っのオンライン資格確認を行って限度額適用認定証が出たのと同じ扱いを行なっているはずである。今回の件での改正点が少しわかりにくいいため説明がいるのではないか。</p> <p>2. オンライン資格確認を行なった場合にエラーや疑義が出た場合については保険者に確認してその限度額区分としてよいのか。もしくは、最大の区分アや現役並3又</p>	<p>No. 4と同様です。</p> <p>その他のご意見については、今後検討を行う上で参考とさせていただきます。</p>

	<p>は一般として扱い償還払とするのか？仮に保険者確認が可能であれば照会回答して差し支えない旨を出してほしい。</p> <p>3. 現行の区分オと低所得2の区分については、過去12ヶ月以内にその区分で91日以上であれば長期該当となるが基本的に申請が必要である。保険者に長期該当の登録がなければ結局のところ払戻の請求が必要となる。そのあたりの周知も必要ではないか。”</p>	
--	--	--

※上記のほか、4件の今回の意見募集に関係ない御意見をいただきました。